

訴 状

平成28年3月22日

岡山地方裁判所倉敷支部 御中

原告訴訟代理人弁護士 水 谷 賢

〒710-●●●● 岡山県倉敷市●●

原告 山 口 雪 子

原告訴訟代理人の表示

別紙代理人目録記載のとおり

〒710-8511 岡山県倉敷市有城787

被告 学校法人原田学園

代表者理事長 原 田 博 史

請求の趣旨

- 1 原告と被告の間で、原告が被告の開設する岡山短期大学において別紙授業目録記載の授業をすることのできる地位にあることを確認する。
- 2 被告が、平成28年2月5日、原告に対してした、原告を授業の職務から外し、幼児教育学科事務に職務内容を変更する業務命令は無効であることを確認する。
- 3 原告と被告との間で、原告が別紙物件目録記載の研究室を使用することのできる地位にあることを確認する。
- 4 被告は、原告が別紙物件目録記載の研究室を使用することを妨害してはならない。

5 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

被告は、岡山短期大学（以下「短大」という。）を設置運営する学校法人である。被告の理事長及び短大の学長は、原田博史（以下「原田学長」という。）である。

原告は、平成11年9月1日、被告との間で大学教員契約を締結し（以下「本件大学教員契約」という。大学教員契約の法的性質は後述する。）、短大幼児教育学科において講師として授業・研究を続けた後、平成19年4月1日、短大幼児教育学科の専任准教授に任じられ、引き続き短大幼児教育学科において、別紙物件目録記載の研究室を使用して、授業・研究を行ってきた。原告は、後述する視覚障害があり、短大の承認を得て、視覚補助を行う補佐員を自己の費用で雇用している。

原告は、後述する配転命令を受けるまで、別紙授業目録記載の授業を行っていた。また、それらの授業のうち2年次開講科目である、教職実践演習、環境（保育内容）、卒業研究（A）及び卒業研究（B）については、平成27年度入学生（2年生）向けに、平成28年度の授業を原告が担当することが、平成27年度当初の時点で既に決定され、学生らにも明らかにされていた（甲1の1, 1の2）。

第2 本件大学教員契約

本件大学教員契約は、原告が短大において授業・研究をすることを内容とする契約である（契約書は存在しない）。原告は、被告より、専任講師及び専任准教授に任ぜられた際に、それぞれ辞令の交付を受けている（甲2, 3）。

第3 配転命令

被告は平成28年2月5日、幼児教育学科FD会議において、原告に対し

- ① 原告は授業を持たない
- ② 原告は卒業研究も持たない
- ③ 原告はキャリア支援室で濱田と同室にて学科事務を行うこと

の3点を内容とする職務の変更を指示した（以下「本件配転命令」という）。

第4 研究室の明渡し命令

被告は平成28年2月22日、原告に対し、同年3月14日までに、短大4階にある本件研究室を明け渡して、短大3階にあるキャリア支援室を使用するよう指示した（甲4の1、4の2）（以下「本件研究室明渡し命令」という）。

第5 原告が授業をすることのできる地位にあること（請求の趣旨1項）

- 1 原告は准教授であるが、学校教育法92条7項は、「准教授は学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」、短期大学設置基準21条の2の第2項は「専任教員は、専ら前項の短期大学における教育研究に従事するものとする」とそれぞれ規定している。文部科学省の提言する大学教員の在り方について（甲5）は、「教育研究を主たる職務とする職として…准教授」として准教授の職務には教育が含まれる旨記載している。原告は短大の専任准教授として任じられている以上、当然、授業を行うことが重要な職務とされており、授業を行うことのできる地位にあることは明らかである。
- 2 日本国憲法第23条は、「学問の自由は、これを保障する。」と定める。この趣旨について、最高裁昭和31年（あ）第2973号同38年5月22日大法廷判決（刑集17巻4号370頁、いわゆる「東大ポポロ事件最高裁判決」）は、「大学の学問の自由と自治は、大学が学術の中心として深く真理を探究し、専門の学芸を教授研究することを本質とすることに基づくか

ら、直接に教授その他の研究者の研究，その結果の発表，研究結果の教授の自由とこれらを保障するための自治とを意味すると解される。」と説示し，大学教員は憲法に基づく研究結果の教授の自由を享受することを明らかにしている。原告は短期大学教員として学問の自由と教授の自由が憲法上保障されていることからしても，授業をすることのできる地位は憲法上も保障されているというべきである。

第6 原告が本件研究室を使用することのできる地位にあること（請求の趣旨3項）

大学教員が享受する上記の研究の自由を制度的に保障するため，文部科学省は大学設置基準第36条1項及び2項で，「大学は，その組織及び規模に応じ，研究室等を備えた校舎を有するものとする」こと，及び，「研究室は，専任の教授に対しては必ず備えるものとする」ことを定めている。また，短期大学設置基準28条1項及び3項にも，同趣旨の規定が存在する（甲6）。

原告が短大の准教授として研究の自由を享受することのできる研究室を被告が提供することは，本件大学教員契約にこの合意が含まれていると解されるものであり，その合意の履行として，被告は原告に対し本件研究室を提供したものである。

したがって，原告は本件大学教員契約に基づく本件研究室の使用権を有するから，被告が別の研究室を提供してそれに被告が同意した場合は格別，本件研究室を取り上げて事務室に移転することを求める本件研究室明渡し命令に従う義務はない。原告は，本件大学教員契約に基づき平成28年3月14日以降も本件研究室の使用を継続できるものである。

第7 本件配転命令が無効であること（請求の趣旨2項）

1 前提

以上のとおり，原告は短大の専任教授に選任されている以上，原告が授業・研究をすることについて合意がなされていると認められる。その合意内容とさ

れている授業から外して学科事務に変更する本件配転命令は、本人の同意がない限り効力がない。この場合、教員という職種で採用されたのであればそのような職種を一方的に変更する命令は断ることができる。

2 判例

ところで、配転命令の有効性については、「就業規則に規定があれば労働者の個別的同意なしに配転命令を出すことができるが、職種が限定されている職員を他の職種へ配転する場合には原則として当該職員の同意を要する。そのような場合でなくても、配転命令に業務上の必要性が存しない場合、配転命令が不当な動機・目的をもってなされた場合、若しくは労働者に対し通常甘受すべき限度を著しく超える不利益を負わせる場合には当該配転命令は権利の濫用として無効となる」という日本ペイント事件の最高裁の確立した基準があり、本件でもこの基準に従って判断されなければならない。

すなわち、配転命令には、①労働契約上、労働者の職種が限定されている場合、②配転命令に業務上の必要性が存しない場合、③配転命令が不当な動機・目的に基づく場合、④労働者に対し通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を及ぼす場合には、配転命令は権利濫用（労働契約法3条5項）として無効になると解されている。

3 本件配転命令の無効

(1) 前項①（職種の限定）について

准教授の職務は学校教育法上、「学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」ことを主たる職務とすると定まっておき（92条7項）、職種が限定されていることは明らかである。

(2) 前項②（業務上の必要性）について

被告は、授業を受講した学生による授業アンケートを、全教員について実施しているが、学生による原告の授業評価の結果は大変良いものであったとして学内外に公表されている（甲7）。このように、原告の授

業は学生から支持されており、突如として授業担当を外す業務上の必要性は全く生じていなかった。

(3) ③(不当な目的)及び④(不利益)について

ア 本件配転命令によれば、原告は、短大の専任准教授という地位にありながら、授業の担当がなく、学科事務のみを行うことになり、その職務は事務職員と同様の仕事にとどまる。このような扱いは、過小な要求としてパワーハラスメントに該当する(甲8の1, 8の2)。そして、専任の准教授にとって、授業の担当を外し、学科事務のみを行うことは屈辱的な扱いであり、原告は多大な精神的苦痛を被ることになる。このようなパワーハラスメントを行う目的としては、原告に対し、精神的苦痛を与え、自主退職に追い込む違法な退職勧奨の意図が含意されていることが窺える。

イ 被告は、本件配転命令の理由として、原告が(i)ゼミの授業中に飲食をしていた学生がいることに気がつかずこれを注意できなかったこと、(ii)ゼミの授業中にお菓子を配ったりして学生の歓心をかけていたこと、(iii)授業中に無断で教室外に出る学生を発見できなかったこと、(iv)答案の採点に際し視覚ある第三者に答案を読んでもらったことがあることなどを理由として指摘し、かかる事実から原告には授業遂行能力がなく、本件配転命令には理由があると主張する。

しかし、(i)については確かにそのような事実があり、(ii)についてはゼミの実習打ち上げの際に「お疲れ様」と言って菓子を配った程度であり、(iii)についてもそのような無断退出があったようであるが、いずれも誇張されている。(iv)についても秘密漏えいのないよう対策を講じることが可能であって、原告を直ちに授業担当を外さなければならないような必要性や合理的理由はない。

ウ 本年4月1日施行予定の障害者差別解消法8条1項は「事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱い

をすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」、同条2項は「事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。」と定めている。改正障害者雇用促進法36条の3は「事業主は障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならない。但し、事業主に対して加重的負担を及ぼすこととなるときはこの限りではない」と定めており、事業主に対して合理的配慮の提供をすることに努力を尽くすべきことが義務づけられている。

しかし、本件配転命令においては、かかる合理的配慮の提供は全くなされていない。むしろ、被告は原告には視覚障害があることを承知の上、(i)、(iii)、(iv)のような視覚障害のある原告にできないことを理由として並べたて、視覚障害のある原告がこのような課題をいかに克服すべきか検討するといった対応を放棄してしまっている。このような被告の対応は、まさに、原告の視覚障害を理由とする差別であって、障害者差別解消法の趣旨に逆行するものであることは言うまでもない。仮に、上記(i)から(iv)の事実があったとしても、原告は従前のおり視覚のある補佐員の支援を受けることを認めるなどの合理的配慮が尽くされれば、このような事態が生じないように改善することが十分に可能である。

そうだとすれば、本件配転命令は、原告の視覚障害を理由とする不当な差別的業務命令である。このため、原告は、准教授にとってまさに教師の生命

ともいうべき授業を剥奪されようとしており、教員生命を奪われるに等しいほどの、著しい不利益を被っている。

(4) 小括

以上のことを踏まえると、被告が原告に命じた配転命令は権利濫用であり、無効であることは論を俟たない。

第8 本件研究室の使用妨害をしてはならないこと（請求の趣旨4項）

被告の短大には本件研究室以外にも空き室となっている研究室があり、本件研究室の明渡しを必要とする理由はない。また、本件研究室には、原告の研究に必要とされる資料備品等が備え置かれており、視覚障害のある原告は本件研究室内に存在する資料備品等の位置をすべて記憶して授業準備及び研究活動に従事している。

研究室にあるこれらの資料備品が、上記キャリア支援室に移動され、かつ、別の教授と共同使用することとなれば、本件研究室には原告の資料備品と別の教授の資料備品が混在して存在することとなり、原告の資料備品の使用は著しく困難となる。また、移転先とされたキャリア支援室の廊下側にはガラス窓が設置されており、廊下を行き来する学生、教職員から丸見えの状況であり、いわば常時監視できる状態となる。更に、原告は入り口側を使用し、奥側を別の教授が使用するというのであるから、研究室の外部からはガラス越しに監視され、研究室内部からも別の教授によって監視されるということとなる。（なお、原告とキャリア支援室を共同使用することとされた濱田教授は、平成28年度からキャリア支援室の事務を担当することとされた教員であり、キャリア支援室とは別に、単独の研究室を有している。）

このようなことから、本件研究室明渡し命令は、単なる研究室の移動などではなく、原告から研究室を取り上げることを内容とした命令である。

第9 結論

よって、原告は、被告に対し、請求の趣旨1項のとおり、原告が岡山短期大

学において別紙授業目録記載の授業をすることができる地位にあることの確認、同2項のとおり、被告が平成28年2月5日原告に対してした原告を授業から外して幼児教育学科事務に職務内容を変更する業務命令の無効の確認、同3項のとおり、本件研究室を使用することができる地位にあることの確認及び同4項のとおり、本件研究室の使用妨害の禁止を求めるため本訴を提起した。

第10 関連事実

1 原告の授業及び研究活動

原告は本件大学教員契約に基づき、平成11年9月1日から岡山短期大学幼児教育学科において講師として授業を行い、平成19年4月1日に幼児教育学科の専任准教授に任ぜられてからも授業を行ってきた。平成26年度及び平成27年度の担当授業科目及び演習科目は別紙授業目録記載のとおりである。

原告は環境教育について継続的に研究を行ってきた。これまでに「体験型学習における人的環境についての研究」「環境教育におけるユニバーサルデザインについての研究」等のテーマで研究成果を学会発表している。近年は、視覚障害児と健常児が一緒に学び合う環境教育教材の開発に関する研究に着手し、短大を通して、日本学術振興会に対し、「保幼小連携に活かせるバリアフリーな環境教育教材の開発」を研究課題名とする科研費の申請をした（甲9）。

2 本件配点命令及び本件移転命令に至る事実経過

(1) 原告の視覚障害

原告は、遺伝性疾患である網膜色素変性症（以下「本件疾患」という。）に罹患している。本件疾患は、長い年月をかけて網膜の視細胞が退行変性し、主に進行性夜盲、視野狭窄、羞明を認める疾患であるが、原告については、夜盲及び視野狭窄は認められたが、中心性視力は維持されて文字の判読は可能であり、授業活動及び研究活動に従事してきた。

近年、本件疾患が進行し、原告は文字の判読が困難となった。デジタ

ルデータについては読み上げソフトを利用して対処したが、手書き文字については読み上げソフトでは対応できないため、短大事務職員に視覚補助を依頼していた。

そうしたところ、平成26年1月、原田学長から、原告の視覚補助をした短大事務職員が退職することになり、後任の短大事務職員は原告の視覚補助はできないとの理由で、原告は退職勧奨を受けた。

そこで、原告は、原告の費用負担で補佐員を雇用することを提案したところ、短大はこれを承認したので、平成26年度から原告は補佐員による視覚補助を得て授業及び研究活動に従事することとなった。

なお、短大事務職員に補助を依頼できない試験採点について、原告は、信頼できる大学院時代の友人に視覚補助を依頼したことがあり、これについては、原田学長の指示で始末書を提出した。（甲10，11，12，13）

(2) 補佐員雇用による業務実施状況

平成27年12月1日、原告は、補佐員雇用による業務実施状況についての報告書を短大に提出したが、特段の指摘を受けることはなかった。（甲14）

(3) 本件配転命令がなされた経緯

平成28年1月5日、短大幼児教育学科教授の井頭久子氏（以下「井頭教授」という。）から、原告に対し、非常勤講師と学科事務担当であればどちらを選ぶかと問われた。原告は、収入の減る非常勤講師は受けにくいと答えた。

平成28年1月6日、新年全体会議が開催され、平成28年度事務分掌案が提示された。その内容は、①それまでの主任教授が変更され、井頭教授が主任教授に昇任する、②原告について、従来の事務分掌を外れ、井頭教授の下で学科事務を担当する、③原告の使用教室に置いてあ

る物品を撤去するなどであったが、原告が准教授であり、別紙目録記載の授業を担当することにはなんら変更はなかった（甲15）。

新年全体会議の後、原告は、井頭教授から呼び出され、他2名の教授同席の下、原告が担当する環境ゼミ（卒業研究（A）及び同（B））の学生からのクレームについて事情聴取を受けた。授業中の飲食、関係形成のための遊び等に関するもので、原告は学生の誤解もあると認識したが、井頭教授の指示に従い、次の環境ゼミにおいて学生に謝罪し、始末書及び反省文を提出した（甲16，17）。

平成28年1月13日に開催された卒業研究報告会において、環境ゼミの卒業研究報告は高い評価を受けた。同日、原告は、翌14日に原田学長との面談が行われる旨の連絡を受けた（甲18）。

平成28年1月14日、原告は原田学長の面談を受けた。原田学長は、原告に対し、「視覚障害という問題だけでなく適格性に欠けると思っている、授業担当を続けたいというのが無理だろう、先生の満足する方法で辞めてもらいたい、よその専門家に相談してどうしたらよいか考える」等と発言した。原告は一切確答しなかった（甲19）。

平成28年2月5日に行われた学科FD会議において、先述の本件配転命令が行われた。

（4） その後の経緯

原告は、授業担当復帰を希望し、原告代理人弁護士（以下「原告代理人」という。）に対し、円満解決を目的とした被告との交渉を委任した。原告代理人は、被告に対し、面談・交渉を求める平成28年2月9日付け内容証明郵便を送付した。これに対し、原田学長から事実確認をするから面談を待つてほしい旨の電話連絡があった。その後、被告から何の連絡もなく、原告代理人は、改めて同月25日に短大にて交渉を行うことを求める旨の同月19日付けの郵便を送付した。これに対し、同

月 22 日，秋山義信弁護士から，短大の代理人に就任した，同月 25 日は差し支えである旨の連絡があった。（甲 20，21，22）

このように，代理人同士の交渉が予定されている中，平成 28 年 2 月 23 日，原告は，井頭教授からのメールで本件研究室明渡し命令を受けた。（同メールには本件研究室の部屋番号に誤記があるが，翌 24 日に訂正のメールを受けた。（甲 4 の 1，4 の 2））

3 まとめ

被告は，視覚障害のある原告を差別したり，解雇したりするものではないと主張する。しかし，視覚障害がある原告に対して，原告が授業中の学生の飲食や無断退室を発見できず注意をしなかったことや，手書きの答案を視覚のある知人に読んでもらい支援を受けたことをもって，授業遂行能力がないなどといって，本件配転命令によって全ての授業を取り上げる。更に追い打ちをかけるように，本件研究室明渡し命令によって研究室を取り上げ，ガラス張りのキャリア支援室を他の教授と共用するよう命じ，当該他の教授には別途研究室を使用させるという一連の対応は，職場におけるパワーハラスメントに該当する行為であり（甲 6 の 1，6 の 2），上述の原田学長による退職勧奨の経緯に徴すれば，視覚障害のある原告を自主的に退職に追い込むことを意図した，まさに退職強要そのものである。かかる対応は障害者差別解消法，改正障害者雇用促進法に逆行する対応であり，同法施行前のいわば駆け込み差別というほかない。

証拠方法

別紙証拠説明書記載のとおり

付属書類

1 資格証明書

1 通

2 訴訟委任状

1 通

3 甲号証

各 1 通

以上

1. 生物学 (一般教育科目, 2 単位)
2. 教職実践演習 (専門教育科目, 2 単位) (2 年後期)
3. 環境 (保育内容) (専門教育科目, 2 単位) (2 年前期)
4. 卒業予備研究 (A) (専門教育科目, 1 単位) (1 年前期)
5. 卒業予備研究 (B) (専門教育科目, 1 単位) (1 年後期)
6. 卒業研究 (A) (専門教育科目, 1 単位) (2 年前期)
7. 卒業研究 (B) (専門教育科目, 1 単位) (2 年後期)

別紙

物件目録

岡山県倉敷市有城 7 8 7

岡山短期大学幼児教育学科 B 棟 4 階

B 4 0 3 心理教育研究室

(詳細な所在については添付の図面斜線部分参照)

以上